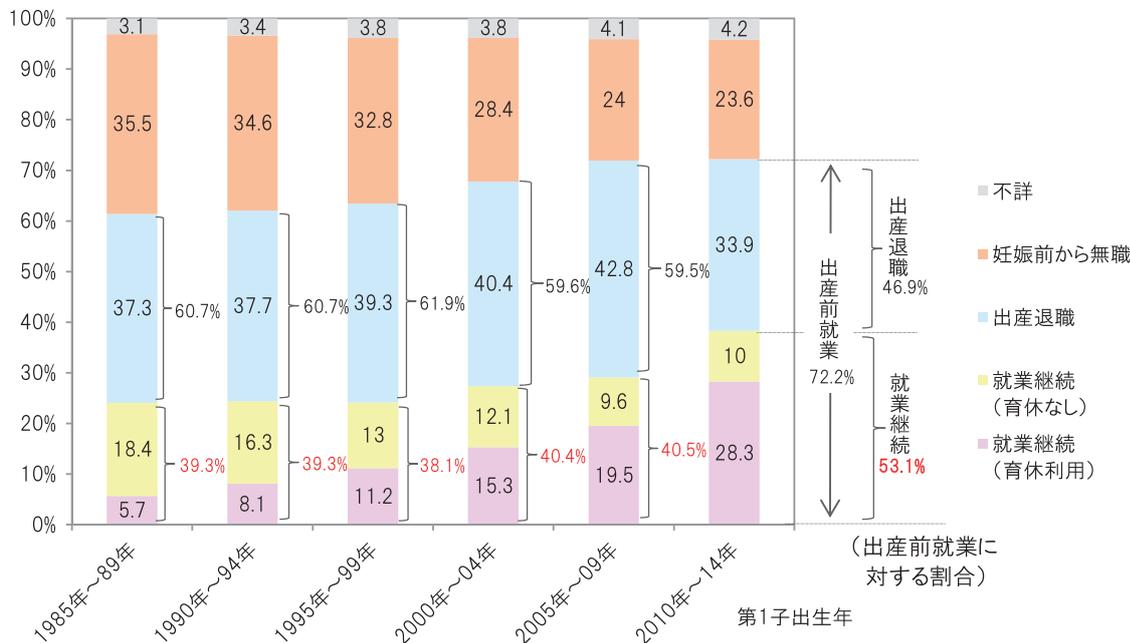


【図13：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の継続就業割合の変化(全国)】



注:対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚同士の夫婦。第12回～15回調査の夫婦を合わせて集計した(客対数12,719)。就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

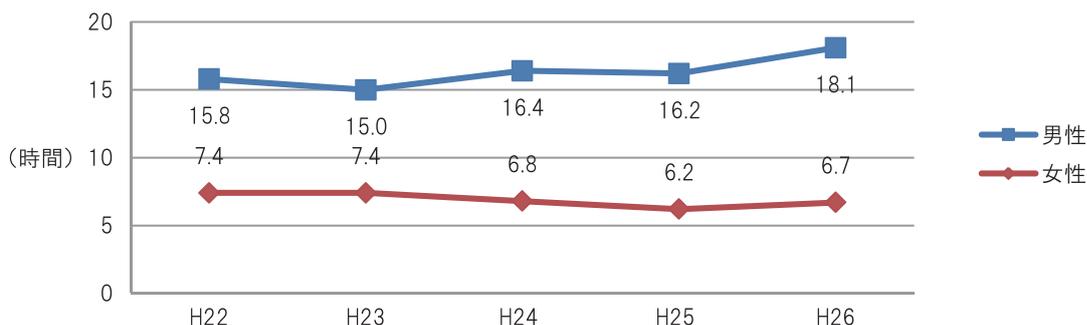
② 男性の働き方

本県労働者の一人あたりの1ヶ月平均所定外労働時間は、平成26年では男性が18.1時間、女性が6.7時間で、2倍以上の開きがあります。〈図14〉

また、週労働時間が60時間以上である人の割合は、全国的に全ての年代で女性より男性の方が高く、特に子育て世代である男性の30代から40代の割合が他の年代に比べて高くなっています。〈図15〉

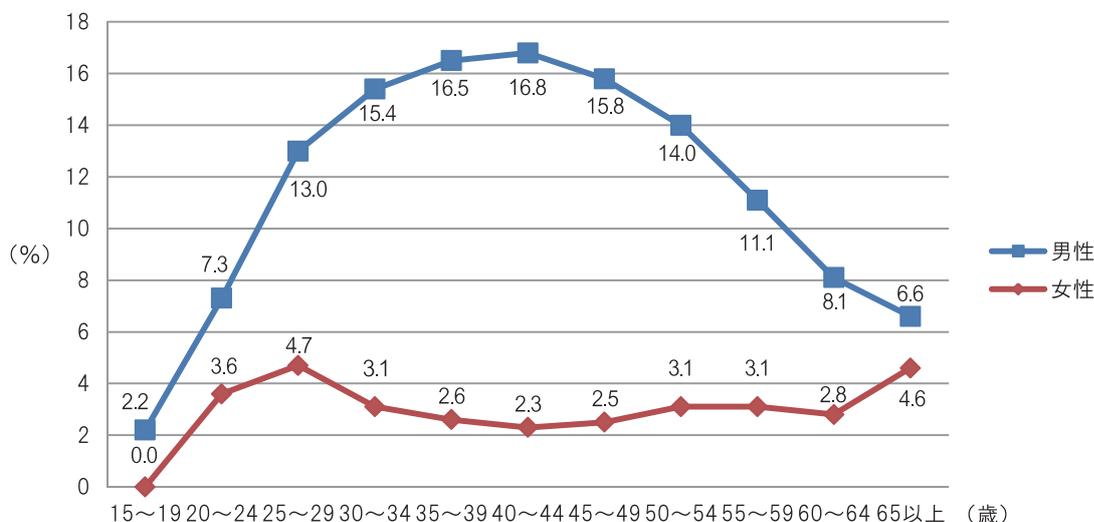
このことについては、本県でも同様の傾向がみられます。

【図14：1ヶ月あたりの所定外労働時間の推移(山梨県 事業所規模30人以上)】



資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

【図 15 : 週労働時間が60時間以上の従業者の割合(全国)】



資料:総務省「平成27年労働力調査」

③ 夫の家事・育児時間と出生状況

第2子以降の出生がある家庭の割合は、夫が休日に家事・育児に費やす時間が全くない家庭では14.0%ですが、夫が家事・育児に費やす時間が長くなるほど第2子以降の出生割合は高い傾向にあり、6時間以上の家庭では76.5%と最も高くなっています。

<図 16 >

【図 16 : 夫の休日の家事・育児時間別にみた平成14年から平成24年の第2子以降の出生状況(全国)】



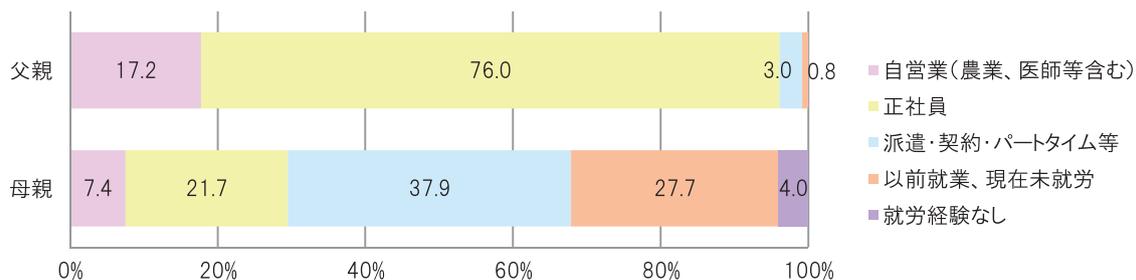
資料:内閣府「平成27年版少子化社会対策白書」

④ 保護者の就労状況

本県の小学生以下の子どもを育てる保護者へのアンケート調査によると、父親の就労状況の内訳は正社員76.0%、自営業17.2%、派遣・契約・パートタイム等3.0%であり、母親は、派遣・契約・パートタイム等37.9%、正社員21.7%、自営業7.4%となっています。

<図 17>

【図 17 :保護者の就労状況(山梨県)】



資料:山梨県「やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価～県民アンケート調査結果報告書～」(平成25年3月)

⑤ 仕事と家庭の両立に必要な環境整備

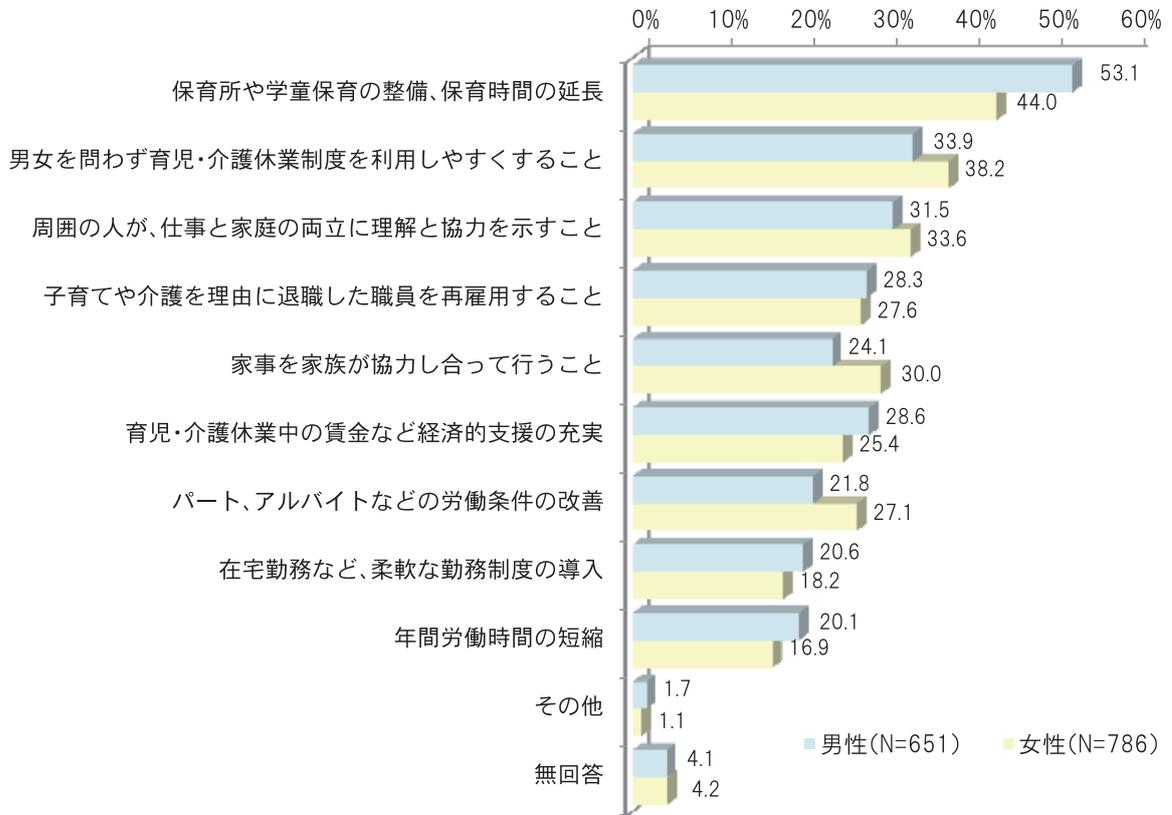
男女が仕事と家庭を両立するために必要とされる環境整備については、「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」を望む意見が男女ともに最も多く、続いて「育児・介護休業制度が利用しやすい職場環境の整備」「周囲の人の理解と協力」となっています。

<図 18>

また、子育て支援事業に対する要望については、「病児・病後児保育」を望む意見が19.8%と最も多く、次いで「送り迎えの時間などに融通を利かせてほしい」「保育園(所)へ途中入所しにくい」の順となっています。<図 19>

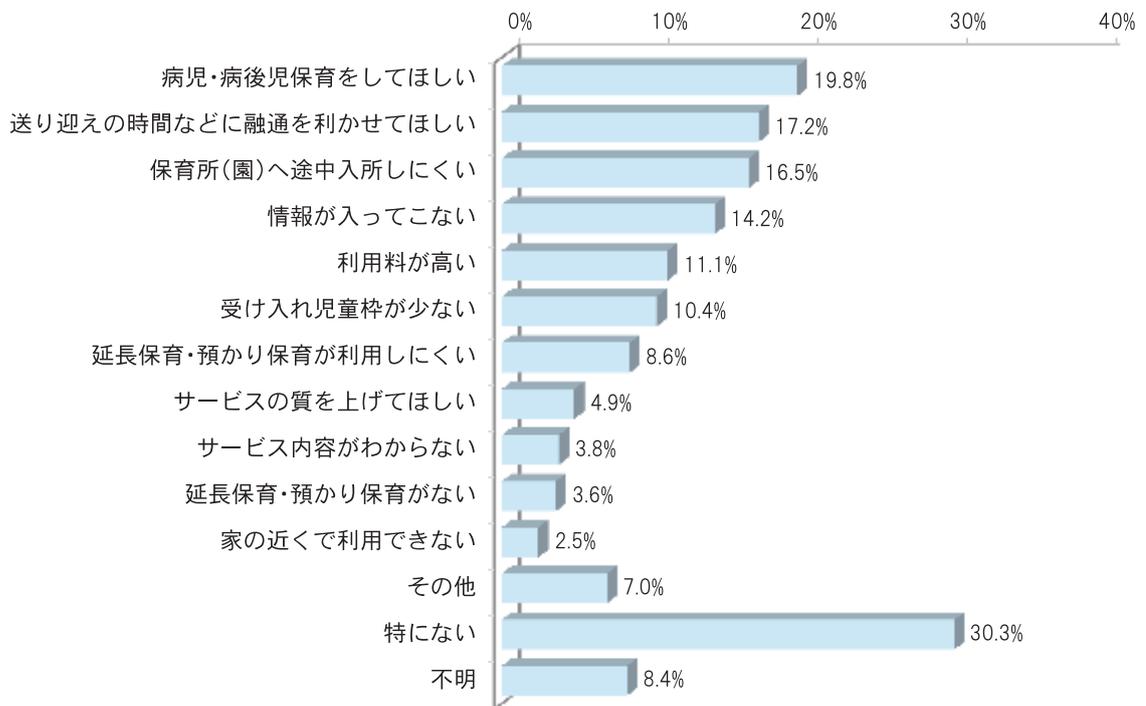
本県では、平成28年4月から子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援し、経済的な負担を軽減するため、県全域で全国初となる、第2子以降の3歳未満児の保育料を無料とする「やまなし子育て応援事業」を実施しています。

【図18：男女が共に家庭生活と仕事等他の活動と両立していくために、必要な環境整備(山梨県)】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

【図19：子育て支援事業に対する不満や要望(山梨県)】



資料：山梨総合研究所「平成27年山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」

＜第3次計画 基本目標3 男女がいきいきと働くことができる環境づくり＞ の成果目標の達成状況

※30 「男女いきいき・輝き宣言企業」の登録数は年々増加しており、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は徐々に増えてきていると考えられます。

また、放課後児童クラブの整備等により保護者の就労形態に応じた保育サービスの提供に努めてきたことから、放課後児童クラブの利用率は増加しており、働く女性を支援する環境は整備されてきています。

(抜粋)

項目※	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
30 男女いきいき・輝き宣言企業登録数	66企業 (H22)	126企業 (H28)	129企業 (H27)	◎
37 放課後児童クラブの 実施クラブ数・利用人数	209か所 (H22)	224か所 (H26)	217か所 (H26)	△
	7,870人 (H22)	8,231人 (H26)	8,707人 (H26)	◎

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

まとめ

第1子出産後も継続して働く女性の割合は増加していますが、男性の所定外労働時間は女性の2倍以上で、特に子育て期の男性の労働時間は他の年代より長いなど、長時間労働を当たり前とする男性中心型の労働慣行が続いています。

本県では子育て中の保護者を支援するため、平成28年度から、第2子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施するなど、仕事と家庭を両立する環境の整備に取り組んでいるところです。

女性が安心して出産し、継続して働き続けるためには男性の家庭参画は欠かせないことから、男性中心の働き方の見直しを図るとともに、ワーク・ライフ・バランスをより推進するなど、男女ともに働きやすい環境のより一層の充実を図る必要があります。

(4) 男女の人権と健康

① 女性に対する暴力の状況

平成27年度の本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は1,728件で、5年前の約1.3倍、10年前の約5倍と、増加している状況にあります。〈図20〉

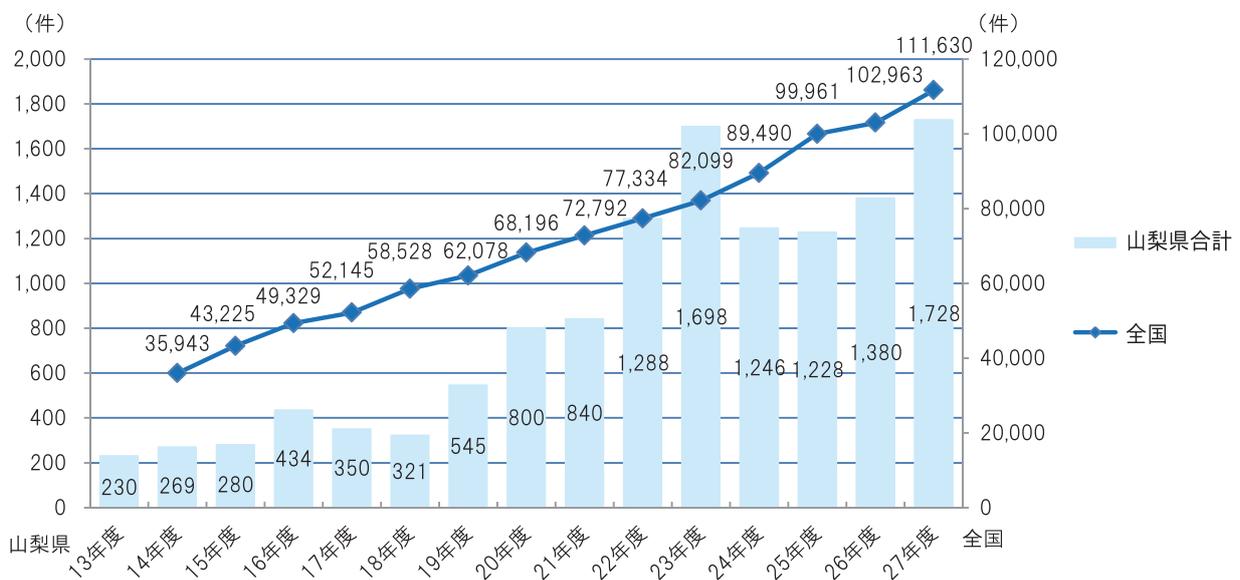
また、夫婦間の身体的暴力及び性的暴力については約6割以上の方が暴力であると考えている一方、何を言っても長期間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する等の精神的暴力については、暴力と認識している人が約半数に満たない状況です。

〈図21〉

さらに、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人のうち、だれにも相談しなかった人の割合は約半数であり、専門機関である配偶者暴力相談支援センターに相談した人はほとんどいないという状況です。〈図22〉

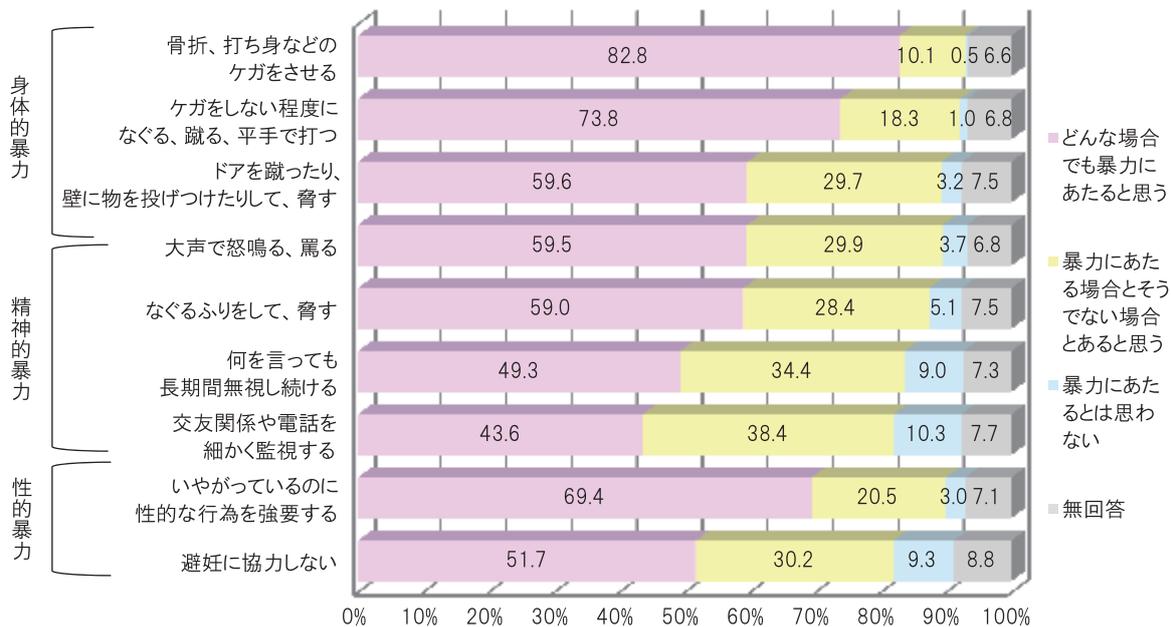
また、近年、メディアによる有害情報の氾濫や、スマートフォンやSNSの普及により、これらを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の被害も増加する等、女性に対する暴力は多様化してきています。

【図20：配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移(全国、山梨県)】



資料：県民生活・男女参画課調べ

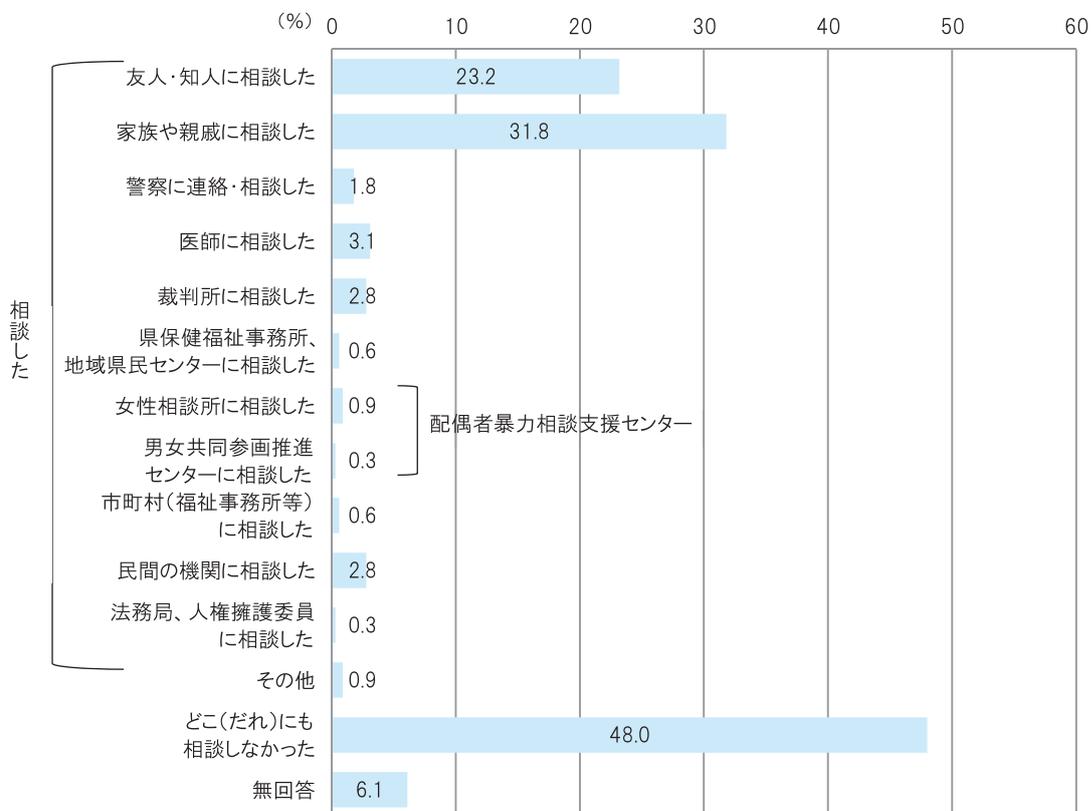
【図 2 1 : 夫婦間で暴力だと思う行為(山梨県)】



資料: 県民生活・男女参画課「平成27年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

【図 2 2 : 配偶者からうけた暴力の相談先(山梨県)】

(複数回答)



資料: 県民生活・男女参画課「平成27年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」

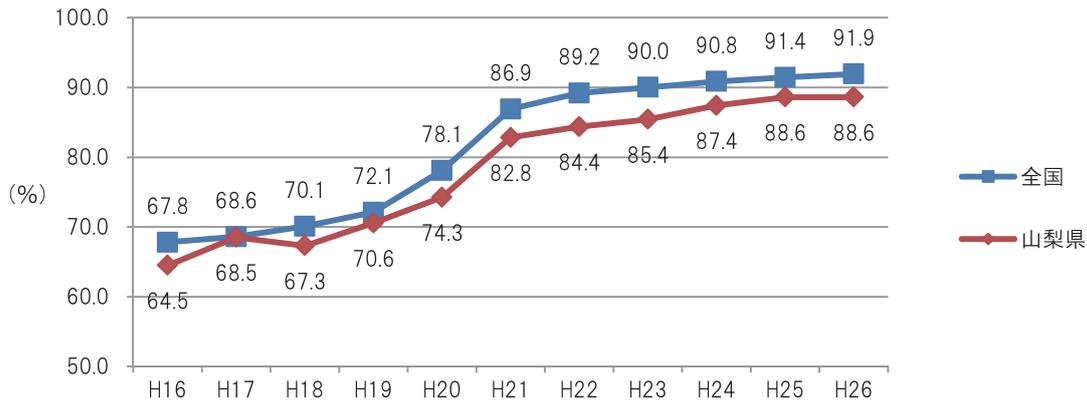
② 妊娠・出産等に関する状況

市町村においては、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦検診等の保健サービスの推進を行っていますが、本県の妊娠11週以下での届出率はここ数年ほぼ横ばいで、全国平均を下回っています。〈図23〉

また、平成25年に実施した「産後の母親支援に関するアンケート」結果によると、約6割の母親は産後に不安や負担を感じ、9割近くの人が産後の支援を受けたいと回答しています。〈図24〉

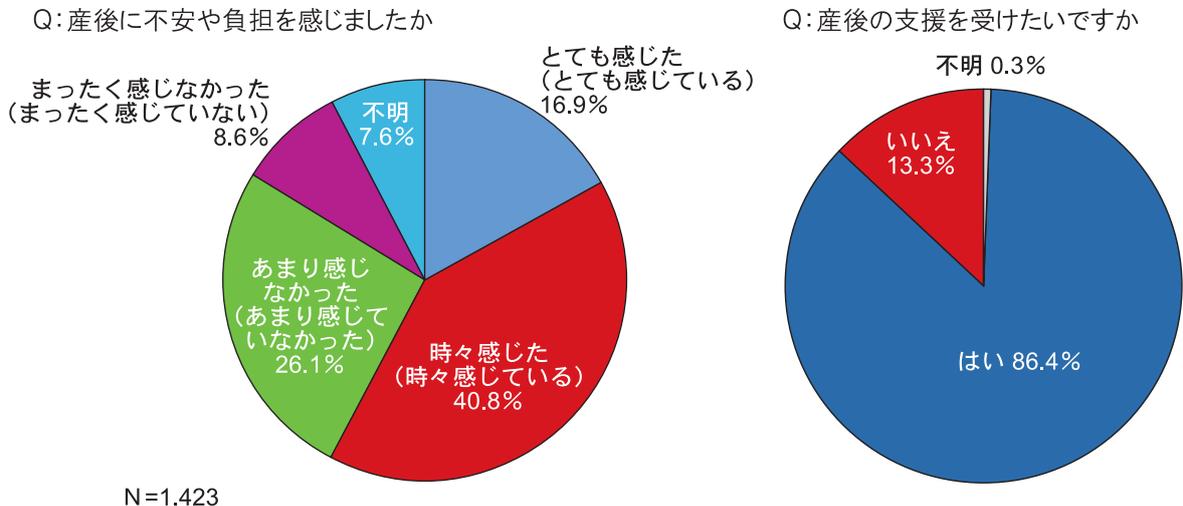
そのような現状を踏まえ、本県では、産前産後の母親の不安や悩みを解消するため、平成28年1月に「産前産後ケアセンター」を開所し、産後間もない母親が、宿泊しながら、心身のケア、育児に関する相談や、育児指導を受けることができる宿泊型産後ケア事業や24時間対応の電話相談事業を実施し、妊娠・出産・育児期の切れ目ない支援体制づくりを図っています。

【図23：妊娠11週以下での妊娠の届出率の推移(全国、山梨県)】



資料：厚生労働省「平成26年度地域保健・健康増進事業報告」

【図24：産後の不安感・負担感、産後の支援の必要性(山梨県)】



資料：健康増進課「平成25年産後の母親支援に関するアンケート」

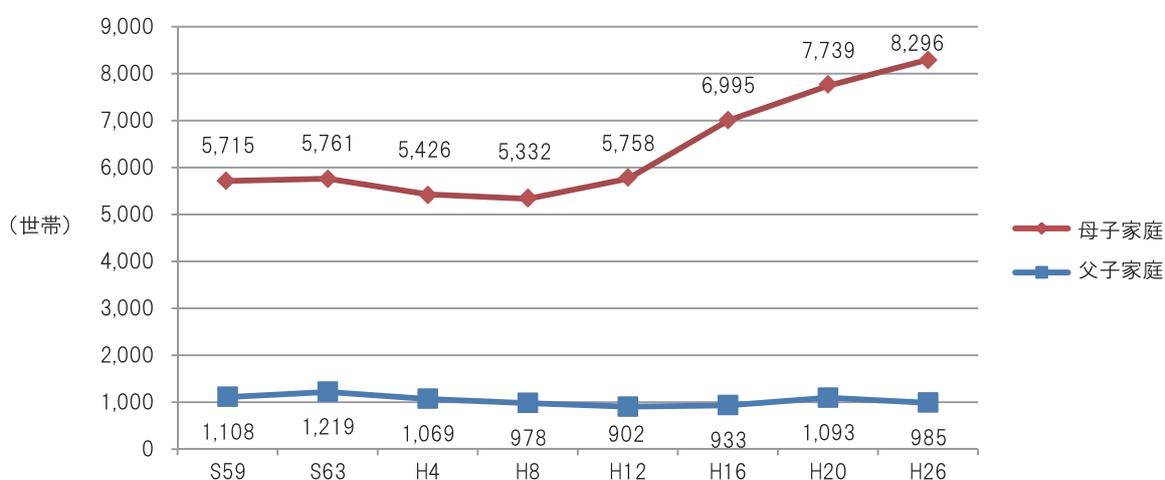
③ 生活上困難を抱えた人々の状況

<ひとり親家庭>

ひとり親世帯のうち、父子家庭世帯数はほぼ横ばいですが、平成12年以降、母子家庭世帯数は急激に増加しており平成26年は過去最多となっています。<図25>

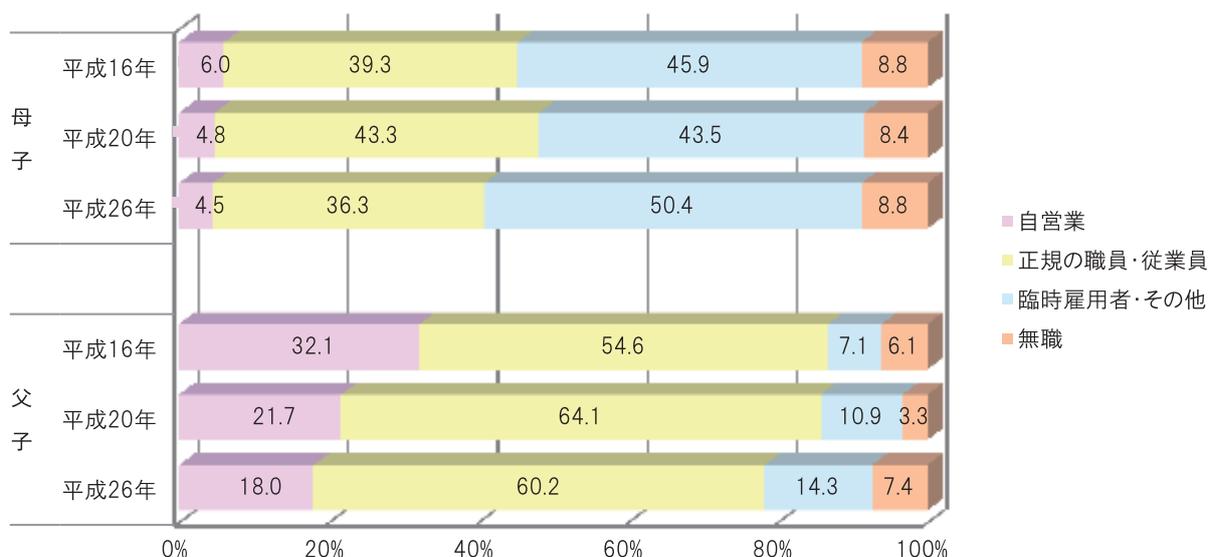
また、平成26年の就労状況については、母子世帯では「臨時雇用者・その他」が50.4%、「正規の職員・従業員」36.3%に対し、父子世帯では、「正規の職員・従業員」が60.2%、「臨時雇用者・その他」が14.3%となっています。<図26>

【図25：ひとり親世帯数の推移(山梨県)】



資料：子育て支援課「平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査」

【図26：母子・父子世帯の就労状況の推移(山梨県)】



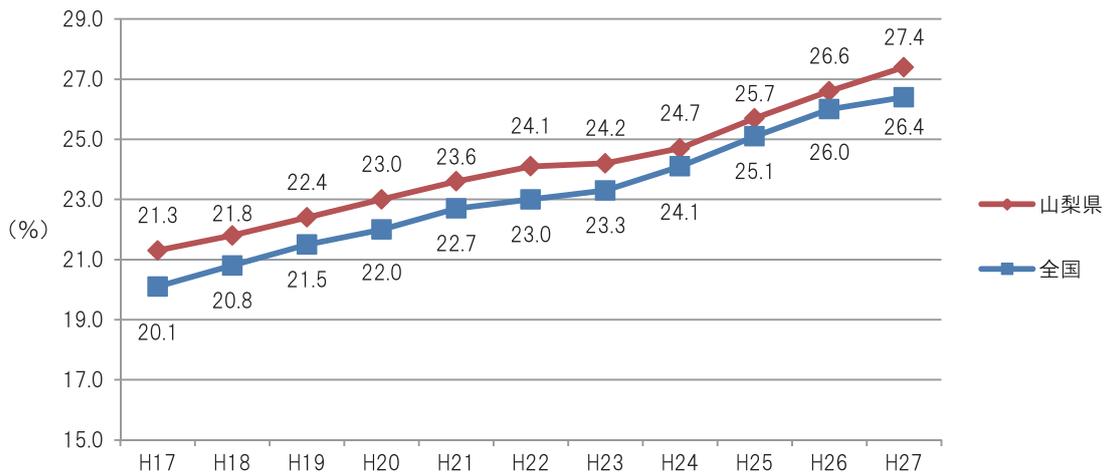
資料：子育て支援課「平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査」

＜高齢者＞

本県の65歳以上の高齢者人口は近年増加しており、平成27年度の高齢化率は27.4%であり、全国平均の26.4%を上回っています。＜図 27＞

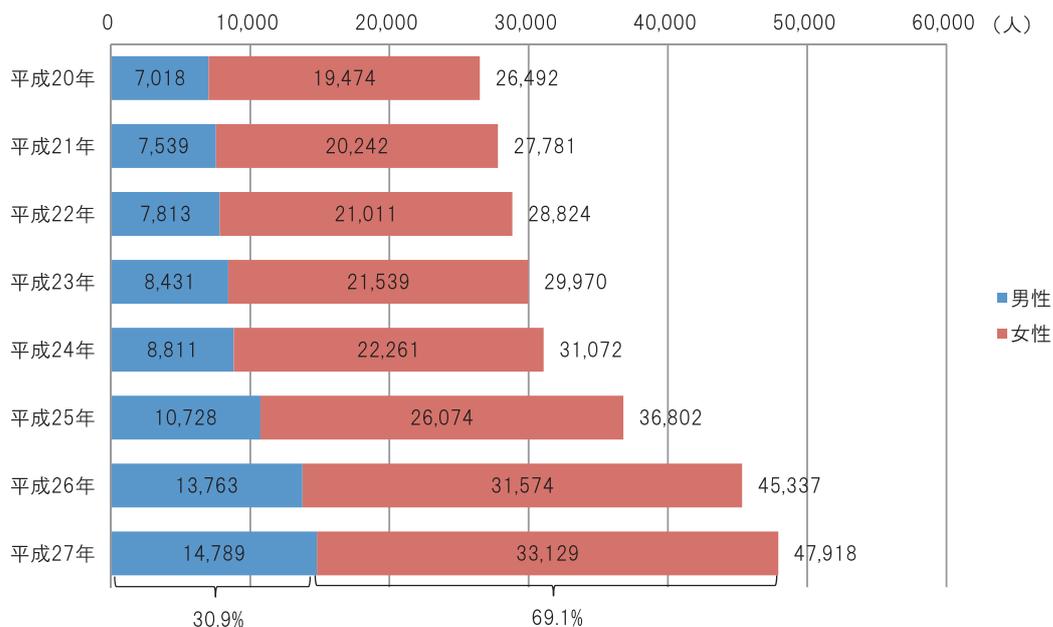
また、65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者も年々増加しており、男女別でみると、平成27年は、女性の比率が全体の69.1%を占めています。＜図 28＞

【図 27 : 高齢化率の推移(山梨県)】



資料:健康長寿推進課「平成27年度高齢者福祉基礎調査」

【図 28 : 在宅ひとり暮らし高齢者数の推移(山梨県)】



資料:健康長寿推進課「平成27年度高齢者福祉基礎調査」

＜第3次計画 基本目標4 女性の人権と健康に配慮した社会づくり＞ の成果目標の達成状況

※39 夫婦間の暴力(DV)については正しい認識や相談窓口の周知はまだ不十分な状況です。また、女性の健康に関しては、幅広い世代の女性に対して知識の普及、意識の向上を図るため、※42 学習機会の提供を行ってきたところ、受講者は広がりを見せています。

今後も、更に内容の充実を図る等、健康に関する意識を高め、健康づくりを支援していく必要があります。

(抜粋)

項 目※	基 準 値	目 標 値	現状値又は 目標年度値	評 価
39 夫婦間の暴力についての認識率	79.0% (H22)	100% (H28)	79.2% (H27)	△
40 DV相談窓口の周知度	42.1% (H22)	70.0% (H28)	42.7% (H27)	△
42 女性の健康に関する学習機会の提供 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツの 学習機会)	3回 (H22)	20回 (H24～H28)	23回 (H24～H27)	◎

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

まとめ

女性の人権については、女性に対する暴力は多様化し、DVの相談件数も年々増加傾向にあるなど、依然として課題が多い状況にあります。また、健康については出産前後に不安を感じる母親が多く、不安や負担を軽減するために、平成28年1月に「産前産後ケアセンター」を開所し、市町村と連携して母親への支援体制づくりに取り組んでいます。

今後も、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るとともに、健康課題に対しても支援する環境を引き続き整えていく必要があります。

さらに、母子家庭など生活上困難を抱えた人々への支援についてもより充実させていく必要があります。

3 国の動き

(1) 第4次男女共同参画基本計画

平成27年12月に、国の「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第4次計画において改めて強調している視点として、女性の活躍推進のためには男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進のための取り組み、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めることとしています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化や、貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性についても、きめ細やかな支援が必要であることから、そのための環境整備についての施策などを掲げています。

第4次男女共同参画基本計画概要

政策領域Ⅰ あらゆる分野における 女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの 実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の 実現に向けた 基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

平成27年9月に、「女性活躍推進法」第5条第1項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

「基本方針」においては、トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望する女性や、責任ある地位で活躍を希望する女性など、働く場面における女性の思いを叶えることを目指し、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現できる豊かで活力あふれる社会の実現を図るとしています。

また、女性の活躍の推進に関する地方公共団体において実施する具体的な施策として、

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

(2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

(3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

(1) 男性の意識と職場風土の改革

(2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

(3) ハラスメントのない職場の実現

などを掲げています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針概要

女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会 ～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位で活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。